

民間活用（川崎版 P P P）推進方針庁内検討会議設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 本市の民間活用の運用方針である「民間活用（川崎版 P P P）推進方針」の見直しに係る連絡及び調整を目的として、民間活用（川崎版 P P P）推進方針庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 検討会議の所掌は、次のとおりとする。

- （１）民間活用（川崎版 P P P）推進方針の見直しに向けた連絡及び調整に関すること。
- （２）その他民間活用（川崎版 P P P）推進方針に関し必要な事項の連絡及び調整に関すること。

（組織）

第 3 条 検討会議は次の委員をもって構成する。

- （１）総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
- （２）総務企画局公共施設総合調整室担当課長
- （３）総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
- （４）財政局財政部財政課長
- （５）財政局資産管理部資産運用課長
- （６）財政局資産管理部契約課長
- （７）市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
- （８）まちづくり局施設整備部施設計画課長

（代理出席）

第 4 条 前条に定める委員は、その委員の属する組織の職員を代理人として会議に出席させることができる。

(座長)

第5条 検討会議の座長は、総務企画局行政改革マネジメント推進室長をもって充てる。また、座長は検討会議を招集し、その議長となる。

2 座長は、第1条の目的を達成するために必要と認めるときは、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室において処理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるほか、検討会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月2日から施行する。

(民間活用のガイドライン等の改正に向けたプロジェクト会議の廃止)

2 民間活用のガイドライン等の改正に向けたプロジェクト会議の設置について(30川総行革第608号)は、廃止する。